

横浜市母子・父子家庭 高等職業訓練促進給付金等事業

内 容

次の対象資格を取得する際に、修学期間中に高等職業訓練促進給付金（以下訓練促進給付金）を、また修了後に高等職業訓練修了支援給付金（以下修了支援給付金）を支給して、生活の負担軽減を図ります。

看護師（准看護師含む） ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士
 歯科衛生士 ・ 理美容師 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生士 ・ 調理師

.....：平成 30 年度から新たに対象

（すでに通われている場合でも、通学期間が 1 年以上あり、要件を満たせば、対象となる場合があります。）

支給額・支給期間（訓練促進給付金）

【訓練促進給付金】

| 世帯区分（※1） | 支給額 | 支給期間 |
|----------|--------------|--------------------------|
| 非課税 | 月額 100,000 円 | 修学期間に相当する期間 （上限 36 月） |
| 課税 | 月額 70,500 円 | |

【修了支援給付金】

| 世帯区分（※1） | 支給額 |
|----------|----------|
| 非課税 | 50,000 円 |
| 課税 | 25,000 円 |

※1 申請者及びその同一世帯に属する方（民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で生計が同じ方を含む）の市民税が非課税か課税かによって分けられます。

対 象 者

市内に居住する 20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の①～④を満たす方

- ① 所得（就労等による所得の額＋養育費の 80%）が児童扶養手当の所得制限限度額未満である
- ② 過去に訓練促進給付金等を受給していない
- ③ 養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修学しており、対象資格の取得が見込まれる
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められる

※ 訓練促進給付金については支給申請時以後において、また修了支援給付金については修学開始日及び修了日において、上記の要件を満たすことが必要です。

※ 訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付（求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第 24 条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第 11 条の 2 に定める教育訓練支援給付金等）を受けている場合は、対象になりません。

※ 所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。

裏面あり

手続き

【訓練促進給付金】

- 修学開始月から申請することができます。
- 申請月分からの支給となります。さかのぼり支給はしません。
- お住まいの区の区役所こども家庭支援課でご相談の上、支給申請を行ってください。

【修了支援給付金】

卒業日から起算して30日以内にお住まいの区の区役所こども家庭支援課でご相談の上、支給申請を行ってください。

支給方法

【訓練促進給付金】

- 7月（4月～6月分）、10月（7月～9月分）、1月（10月～12月分）及び4月（1月～3月分）の四期に3か月分の受講状況及び、年度の最初の支払期月（修学開始年度を除く。）については、養成機関の長が証明する単位取得証明書等を確認後、ご指定の口座に振込みます。
- 訓練促進給付金の受給者は、毎年8月に現況届及び課税証明書等の提出が必要です。
- 月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合（夏季休暇等年間学習課程に組み込まれている場合を除く。）は、当該月の訓練促進給付金は支給しません。

【修了支援給付金】

申請月の翌月末頃にご指定の口座に振込みます。

その他

- 申請には個人番号（マイナンバー）が必要となります。申請の際には、《申請者の個人番号カード》又は《通知カードと本人確認資料》を持参してください。また、申請者と同一世帯の方の個人番号も必要となりますので、事前に確認をお願いします。（住民票上は別世帯であっても、本事業では同一世帯と扱う場合があります。詳細はお問合せください。）

個人番号は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号利用事務」（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務）に利用します。

- 「市民税課税世帯」のうち、未婚の母子家庭の母又は父子家庭の父で一定の条件を満たす場合には、訓練促進給付金と修了支援給付金を「市民税非課税世帯」としての金額で受け取ることができます。（支給申請と一緒に寡婦（夫）控除のみなし適用に関する申請が必要です。）詳細は、下記問合せ先にお問合せください。

問合せ

- お住まいの区の区役所こども家庭支援課
又は こども青少年局こども家庭課（電話 681-0915/FAX 681-0925）

高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付をします。資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。

<貸付額> 入学準備金：50万円以内 就職準備金：20万円以内 <返還期間> 5年以内

<連帯保証人・利子> 原則、連帯保証人を立てる必要があります。その場合は無利子です。

（連帯保証人を立てない場合は、年利1%）

【詳細・問合せ】横浜市社会福祉協議会（電話 201-2096/FAX 201-8385）

こども青少年局こども家庭課（電話 681-0915/FAX 681-0925）